

長崎大学における高度安全実験 (BSL4)施設設置に関する概要

平成28年4月27日



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

高度安全実験(BSL4)施設設置に関する経緯

- 2006～
2008年度 科学技術振興調整費「高度安全実験(BSL-4)施設を必要とする新興感染症対策に関する調査研究」(国立感染症研究所、北海道大学、東京大学、大阪大学、長崎大学等)
- 2013.3 長崎大学他10大学・研究機関による共同で、拠点合同運営委員会を設置
- 2014.1 拠点合同運営委員会(10大学等)にて長崎大学を設置候補とすることを決定
- 2014.2 「マスタープラン」決定(日本学術会議)
重点大型研究計画「高度安全実験(BSL-4)施設を中核とした感染症研究拠点の形成」
- 2014.3 日本学術会議提言「我が国のバイオセーフティレベル4(BSL-4)施設の必要性について」
- 2014.8 「ロードマップ」決定(文部科学省 科学技術・学術審議会)
「高度安全実験(BSL-4)施設を中核とした感染症研究拠点の形成」
- 2014.12 長崎大学による地域行政(長崎市・長崎県)への請願・要望
- 2015.6.17 長崎県・長崎市・長崎大学により、感染症研究拠点整備に関する基本協定締結。
- 2015.8.26 基本協定に基づき、長崎県・市・大学による3者の連絡協議会を設置、第一回会合を開催。
- 2015.9.11 関係閣僚会議において、「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針」決定。
- 2016.2.9 関係閣僚会議において、「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」決定。
- 2016.4 平成28年度政府予算において、基本的な構想の検討に係る予算を計上(1.4億円)

国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画

- ・ 昨年9月11日に「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針」が「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」において策定された。
- ・ 基本方針に基づき、本年2月9日に「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」が「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」策定された。
- ・ 基本計画において、BSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成について位置づけられている。



4. 感染症研究体制推進プロジェクト

- BSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成について、長崎大学の検討・調整状況等も踏まえつつ、必要な支援を行うなど、我が国における感染症研究機能の強化を図る。
- 本年度内に、関係省庁、関係自治体及び大学等から構成される協議会を内閣官房に設け、上記の必要な支援方策について以下のとおり検討・推進する。
 - ① BSL4施設の具体的な活用方策等（感染症に関する病原体や疫学等の基礎研究・人材育成、医薬品創出のための研究開発等、そのためのネットワークや連携・協力の在り方）
 - ② BSL4施設の機能及び運営方法等の在り方

※ 「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」より

感染症研究体制推進プロジェクト

国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画(概要)
(抜 粋)

- BSL4施設（高度安全試験施設）を中核とした感染症研究拠点の形成について、長崎大学の検討・調整状況等も踏まえつつ必要な支援を行うなどにより、我が国の感染症研究機能の強化を図る。
※現在、研究開発においてBSL4施設の活用が必要な場合は、海外BSL4施設で実施している。
- BSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成に必要な支援方策等として、感染症に関する基礎研究・人材育成、医薬品創出のための研究開発、そのためのネットワークや連携・協力の在り方等を検討・調整し、推進。

1. 感染症研究拠点の形成

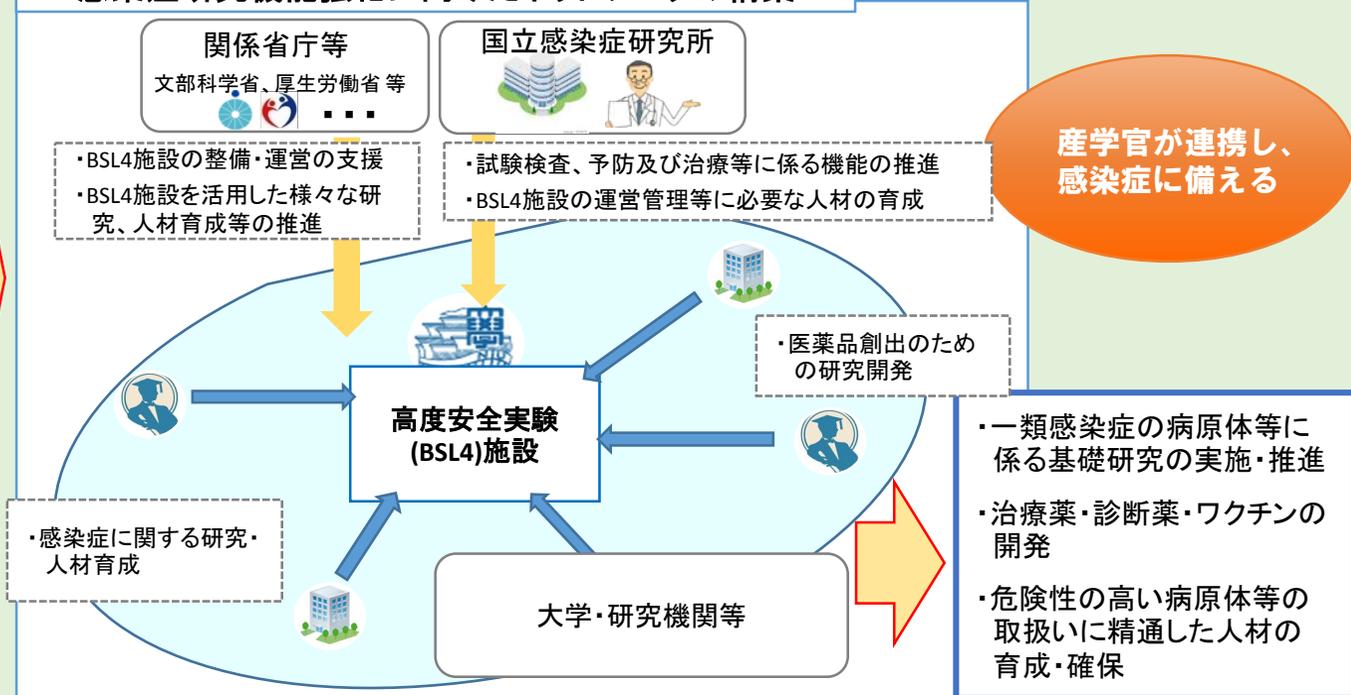
- 最新設備を備え、安全性の確保に最大限配慮したBSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成について、長崎大学の検討・調整状況等も踏まえつつ必要な支援を行うなどにより、基礎研究能力の向上、危険性の高い病原体等の取扱いに精通した人材の育成・確保、医薬品創出のための研究開発の促進等を図る。

協議会の設置

内閣官房に関係省庁・自治体・大学等で構成される協議会を設置し、支援方策等を検討・推進

- BSL4施設の具体的な活用方策等（感染症に関する基礎研究・人材育成、医薬品創出のための研究開発等や、そのためのネットワークや連携・協力の在り方）
- BSL4施設の機能及び運営方法等の在り方

感染症研究機能強化に向けたネットワークの構築



2. 危険性の高い病原体等の感染症関係の研究開発の推進

- 「医療分野研究開発推進計画」に基づき、一類感染症の病原体等に係る研究開発を始め、感染症関係の研究開発を日本医療研究開発機構(AMED)による研究支援の下で着実に推進し、科学的根拠に基づく施策の推進を図るとともに、研究成果を治療薬・診断薬・ワクチンの開発等につなげる。

長崎大学高度安全実験(BSL-4)施設に関する有識者会議

・長崎大学が進めてきたBSL-4施設の設置計画について、客観的な立場から、長崎大学の基本的考え方などを検証し、その計画の具体化に当たっての課題を議論。

加藤史子 じゃらんリサーチセンター 主席研究員
西條政幸 国立感染症研究所 ウイルス第一部長
滝 順一 日本経済新聞社 論説委員
寺島実郎 多摩大学学長
朝長万左男 日赤長崎原爆病院 名誉院長
濱田篤郎 東京医科大学病院渡航者医療センター教授
福崎博孝 弁護士(議長)
蒔本 恭 長崎県医師会長
宮崎辰弥 日本労働組合総連合会 長崎県連合会
事務局長
山下 肇 弁護士
吉田茂視 長崎商工会議所 副会頭

第1回：平成27年2月
会議の概要について
第2回：平成27年4月
BSL-4施設の必要性・安全性について
第3回：平成27年5月
BSL-4施設の設置場所、情報開示・運営体制
第4回：平成27年6月
地域と共生するBSL-4施設の設置運営
第5回：平成27年7月
論点整理、その説明のあり方等
第6回：平成28年4月
「論点整理」とりまとめ後の諸動向

○有識者会議で残された課題

- 1 国の関与のあり方
- 2 施設の設置運営に伴い第三者に被害が発生した場合の補償対応
- 3 ヒューマンエラー対策やテロ対策を含む安全確保
- 4 地域との共生

※ 長崎大学高度安全実験(BSL-4)施設に関する有識者会議
「これまでの議論を振り返って(論点整理)」(平成27年7月公表)より

地元議会への請願・要望・地元自治体との基本協定

1. 長崎市議会への請願

- 2014年12月 1日 長崎市議会議長へ「長崎大学における感染症研究拠点の早期整備を求める請願書」を提出
- 2014年12月 5日 総務委員会で請願可決(参考人招致)
- 2014年12月12日 長崎市議会本会議で採決
賛成36、反対2、退席1

2. 長崎県議会への要望(陳情)

- 2014年12月 1日 長崎県議会議長へ「長崎大学における感染症研究拠点の早期整備を求める要望書」を提出
- 2014年12月10日 文教厚生委員会で要望書聴取(参考人招致)
- 2014年12月18日 長崎県議会本会議で議会から知事への意見書(動議)について採決
賛成41、反対1、退席1、欠席1

3. 長崎県、長崎市との感染症研究拠点に関する基本協定締結

- 2015年 6月17日 3者が、協力して感染症対策を推進するとともに、住民理解に対する万全の対応を図りながら、長崎大学における世界に貢献できる感染症研究拠点の整備を推進することを目的に、基本協定を締結



長崎県・長崎市・長崎大学の3者による連絡協議会

- ・ 昨年6月に締結した基本協定に基づいて、長崎県、長崎市、長崎大学の3者で、昨年8月26日に連絡協議会を設置。施設設置にあたっての課題の明確化等について協議。

① 設置の趣旨

本年6月17日に締結した基本協定に基づき、課題の明確化とその対応等について協議するため、感染症研究拠点整備に関する連絡協議会を設置。

② 連絡協議会の構成員

- (1) 長崎県福祉保健部長
- (2) 長崎市総務局企画財政部長
- (3) 長崎市市民局市民健康部長
- (4) 長崎大学長が指名する長崎大学学長特別補佐
- (5) 長崎大学熱帯医学研究所長

③ 協議事項

- (1) 安全・安心の確保及び住民理解の促進に関すること
- (2) 施設の設置場所に関すること
- (3) 国の関与のあり方に関すること
- (4) その他施設設置及び管理運営に関し必要と認める事項

④ 開催実績と主な議題

- | | | |
|----------|-------|-------------------------------------|
| ○ 8月26日 | 第1回開催 | 施設の設置場所について① |
| ○ 10月21日 | 第2回開催 | 施設の設置場所について② |
| ○ 11月20日 | 第3回開催 | 施設における安全確保の方策① |
| ○ 12月21日 | 第4回開催 | 施設における安全確保の方策② |
| ○ 2月18日 | 第5回開催 | 国の基本計画の説明／安全確保の方策③／国の関与／地域住民参加の協議会① |
| ○ 3月22日 | 第6回開催 | 地域住民参加の協議会② |
| ○ 4月26日 | 第7回開催 | 地域住民参加の協議会③ |

地域住民参加の地域連絡協議会

- ・ 地域住民に、感染症研究拠点整備に関する検討状況に関して情報提供を行うとともに、地域住民の安全・安心の確保等について協議をするため、長崎県・長崎市・長崎大学による3者協議会のもとに、地域連絡協議会を設置。

① 連絡協議会の構成員

- (1) 長崎大学坂本キャンパスに隣接する連合自治会、自治会の会長
- (2) 地域住民
- (3) 学識経験者
- (4) 長崎県・長崎市 職員
- (5) 長崎大学学長特別補佐、熱帯医学研究所長
- (6) 公募により選定された者

② 協議事項

- ・ 地域連絡協議会は、次の各号に掲げる事項を協議し、必要に応じ3者協議会に協議内容を報告する。

- (1) 長崎大学による感染症研究拠点整備に関する安全・安心の確保に関すること
- (2) 地域住民に対する感染症に関する情報提供のあり方に関すること
- (3) その他地域連絡協議会が必要と認めた事項